

総合科学技術・イノベーション会議 評価専門調査会  
第5回 研究開発法人部会  
議事録

日 時：平成26年6月30日（月）15：30～17：29

場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室（4階）

出席者：久間議員、原山議員、橋本議員

門永座長、天野委員、石田委員、福井委員、伊地知委員、岡本委員、  
栗原委員、角南委員、野間口委員、広崎委員、室伏委員

事務局：倉持統括官、森本審議官、中川参事官、田中（耕）参事官、井上企画  
官、鎌田企画官

オブザーバー：内閣官房行政改革推進本部事務局 北川参事官  
総務省行政管理局 竹中管理官

議 事：国立研究開発法人の目標・評価指針の検討について

（配布資料）

資料1 研究開発成果の最大化に向けた国立研究開発法人の中長期目標の  
策定及び評価に関する指針（案）

資料2 ①国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて  
②国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針の  
ポイント（案）

③「国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指  
針」により改善が期待される主な事項

④国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に係る関係各機  
関の役割（概要）（案）

参考1 国立研究開発法人の目標の策定及び評価のあるべき姿について  
（検討）

参考2 国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針のポ  
イント

参考3 国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針のポ  
イントについて

参考4 「研究開発成果の最大化」等について

参考5 第4回研究開発法人部会 議事録（案）（委員のみ配布）

## 議事概要：

【門永座長】 それでは時間ですので始めたいと思います。第5回の研究開発法人部会を開催いたします。まず最初に、事務局から配布資料の確認をお願いします。

【井上企画官】 それでは、事務局のほうから確認をさせていただきます。お配りしております議事次第に、中段から下のほう、それから裏面にかけて配布資料のリストを書いております。本資料、資料1、資料2は①から④といった構成になっております。裏面参考1から参考5もおつけしております。資料につきましては以上でございますが、過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【門永座長】 ありがとうございます。

それでは早速議事に入ります。

前回は指針のポイントと、それに解説のついたものを中心に議論を進め、新たにインプットをいただきました。それは最終的なアウトプットのフォーマットではなく、このA4の横書き・縦とじのものが最終的なアウトプットのフォームになります。後ろのほうに前回議論をしたポイントとその解説、それからそれ以外の例えば研究開発の多様性とは何かとか、主務大臣の役割は何かとか議論したものが添付資料として付いています。これがワンセットです。

きょうは最後ですので、最終の提出資料の形で議論をしたいと思います。ただ、これまでの資料と違って長文で書いてありますので、ポイントを押さえて説明をしていただければと思います。前回皆さんからご指摘いただいた点もここに入っています。十分な形かどうかわからないですが。それにも言及していただいて、それについてまたコメントをいただければと思います。

よろしくをお願いします。

【鎌田企画官】 それでは、資料1と資料2を用いまして、指針（案）の本文、それから概要につきまして説明をさせていただきます。

まず、資料1でございます。資料1は部会長からもございましたように、これまで4回の部会で委員の先生方にご指摘いただきましたことを踏まえまして指針（案）の形にまとめたものでございます。また、こちらにつきましては並行して関係各府省にも意見照会をしているところでございます。各府省からも多くのご質問ご意見をいただきまして、その反映に努めておるところでございますけれども、引き続き細かい表現等につきましては調整中のものもございますということをあらかじめご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、前書きの部分でございます。こちらは本指針作成の背景や本指針の位置づけなどについてまとめているところでございます。

おめくりいただきまして3ページ目、目次でございます。この目次ではじめにの後に

1. で本指針のポイントでございます。これは前回の部会でもご議論いただいたポイントでございます。それから、2.、3. で目標の策定、それから評価、総務省の指針のほうでそれぞれ分けて指針を策定するというので、こちらのほうでも分けて章立てをしているというものでございます。

それから、この4. の本指針の実効性ある運用の確保に向けてでございます。これは前回の部会でやはり本指針を作っただけではだめだと、実効性ある運用をしっかりと確保していかなければいけないという意見がございましたので、それも踏まえまして総合科学技術・イノベーション会議の司令塔の役割なども含めましてこの部分に追記をしているものでございます。

それから、参考1から5、別添1、2、3はこれまでご議論いただいたものをまとめたものでございます。

それでは、本文でございます。

まず4ページ目でございます。4ページ目、5ページ目、6ページ目、この3ページでこの指針のポイントをまとめております。前回第4回の部会でご議論いただきましたポイントを基本的にそのまま取りまとめているものでございますけれども、より表現的にわかりやすくするですとか、あるいは順番を本文の記述との関係で入れ替えたりなどしているものでございます。

全体事項の4つのポイント、こちらにつきましては基本的にそのままでございます。

「研究開発成果の最大化」、それから多様性等の特性を踏まえた評価を行うということ、それから科学技術イノベーション政策との整合性、それから研究開発評価システムとの整合性でございます。

それから、中長期目標の策定につきましても、基本的に前回までご議論いただいたものと項目は同じでございます、必要な表現の修正等を行っているものでございます。

それから、5ページ目の評価でございます。⑫から⑱でございます。前回その評価結果をちゃんとしっかり反映させてPDCAに活用していくことが重要だというご意見がありましたことも踏まえまして、⑱のところでは評価結果をちゃんと最大化、適正・効果的な運営に活用していくという旨をポイントの中でも明記をしたという追記をしているものでございます。

ほかの部分につきましては評価の概念、例えば⑰でございますけれども、評価、evaluationという意味の評価であったり、appreciationという意味の評価であったりassessmentという意味の評価であったり、評価の概念の整理なども行うなど、わかりやすい表現に修正をしているところでございます。

それから、7ページ目でございます、こちらからは中期目標の策定に係る指針でございます。全体を(1)から(12)まで12項目に整理いたしまして、それぞれの項目で指針としてわかりやすくコンパクトな形で実際の運用にも耐えられるような形で各省のご意見も踏まえた修正等も行っているものでございます。

(1) の中長期目標の策定の目的でございますけれども、中長期目標の策定の第一の目的は「研究開発成果の最大化」として、その他の重要な目的にも十分に留意するというものでございます。

それから、(2) 中長期目標計画の策定の基本プロセスでございます。こちらはポイントの中で⑥という形でまとめられていたものを基本的にも書いているものでございます。

それから、(3) 目標全体の整合性でございます。法律上中長期目標の記載事項が幾つか定められております。そのうち「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」から「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する事項」、これらが必須の記載項目となっておりますので、これらの目標全体として整合性がとれたものとするという旨を書いているものでございます。

それから、(4)、(5) は前文でありますとか中長期目標の期間についても目標に記載するという総務省の指針との整合性も踏まえて書かれているものでございます。

それから、(6)、こちらは「研究開発成果の最大化」に関する事項でございますが、①の目標の策定の基本的枠組みは、先ほど目標の部分の指針の⑤で記述されていたものをまとめたものでございます。

それから、②の目標の達成時期でございますけれども、こちらは研究開発の特性等に留意して目標の達成時期についても適切な時間軸を視野に入れて評価をするという旨を述べているところでございます。

それから、③の評価軸の設定でございます。9 ページ目でございます。評価軸の設定につきましても目標の策定に際して設定をするものでございますので、実際の運用上わかりやすいように評価軸の設定の留意点等を記載しているものでございます。

それから、④その他の留意事項につきましては、こちらにも総務省の指針のほうでも触れられております目標の具体性でありますとか客観性、定量性あるいは重要度、優先度、このようなものにつきまして研究開発の特性等最大化にかんがみましての留意事項等をまとめたものでございます。

それから、(7)、(8)、(9)、これは業務運営の効率化、財務内容の改善、その他業務運営に関する事項ということで、法律上必須の記載事項となっている部分についての研究開発成果の最大化との関係での留意点等についてまとめているものでございます。

それから、11 ページ目の一番上の「また」以降でございますけれども、こちらにつきましては研究不正対応ということで、特に国立研究開発法人において研究不正対応の課題について明記する必要があるということで触れているところでございます。

それから、(10) は中期目標と不可分一体である中長期計画でありますとか年度計画との関係を整理したものです。

それから、(11)、(12) につきましては主務大臣あるいは国立研究開発法人以外に

目標の策定に重要な役割を担う研究開発に関する審議会でありますとか、独立行政法人評価制度委員会に関する記述もまとめているものでございます。

それから続きまして、12ページ目でございます。ここからは評価に関する指針の部分でございます。こちら（1）から（12）という形で項目分けしてまとめているものでございます。

初めに、（1）の第一目的につきましては、目標のところと同様に評価の第一目的は「研究開発成果の最大化」としてその他の重要な目的にも留意する旨が書かれております。

それから、（2）法人評価の重点につきましては、こちらにつきましては法人評価でございますので法人としての「研究開発成果の最大化」に関する評価、あるいは「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関する評価」、これをしっかりと重点的に評価すべき旨が記述されております。

それから、（3）の研究開発成果の最大化に関する評価でございますが、これの①評価の基本的枠組み、こちらにつきましては先ほど冒頭で触れておりましたポイントの⑬でありますとか⑰の部分をもとめて記載しているものでございます。

それから、13ページにその①の一番最後の4行でございます。なお、国立研究開発法人も公費を基盤として活動する主体であることを踏まえ、適正、効果的かつ効率化な業務運営の確保の観点から適切に評価を行い、国民への説明責任を果たしていくことが重要であるという旨をこの研究開発成果の最大化の評価の基本的事項にも記載をしているところでございます。

それから、②長のマネジメントの評価につきましては、あるいは③評価の手法から④、⑤、⑥、こちらにつきましてもそれぞれ先ほどのポイントで触れられていた事項をまとめたものでございます。評価軸の部分につきましてはポイントで触れられている部分をさらに運用上わかりやすく記載しているところでございます。また、⑥の評価の範囲につきましても、これまでの部会でのご議論等を踏まえてまとめて整理したものでございます。

それから、（4）研究不正の防止に関する評価、こちらにつきましても先ほどの目標と同様、国立研究開発法人にとって重要な研究不正の防止に係る評価について項目を一つ取り出してまとめているものでございます。

それから、（5）、15ページでございます。法人に共通的なマネジメントに係る評価の視点、こちらのつきましては総務省のほうの指針の中でも独立行政法人全体の経營業務に関する評価に関する視点がまとめられているというふう聞いておりますけれども、こちらにつきましての「研究開発成果の最大化」との関係での留意事項などについてまとめたものでございます。

それから、（6）の評価結果の活用でございます。こちらにつきましては前回の部会でも評価結果を適切に次につなげていくことが重要だというご議論もございましたので

追記をしているところがございますけれども、その2つ目のパラグラフ、例えば主務大臣は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率化な業務運営の確保」等につなげるために、評価結果を、次なる目標の策定、長の任命、予算措置等に適切に活用するというようなことも記述しているところがございます。各省からもここにつきましてはいろいろご意見はいただいているところがございますけれども、原案を記載しているところがございます。

それから、(7) 評価書の様式でございます。それから、(8) 国立研究開発法人の自己評価、それから(9) 主務大臣の評価、こちらにつきましては総務省の指針のほうでも触れている項目について特に国立研究開発法人との関係で整理をしたものでございます。

それから、17ページ目でございます、(10) の評定でございます。この評定につきましてはまず例えば2つ目のパラグラフにおいて、自己評価、年度評価、中長期目標期間評価において、以下の評定区分を基本として評定を行う。なお、「B」を標準的な評定とするというようなことも記述しております。

それから、18ページ目の各評定でございます。こちらにつきましては国立研究開発法人の第一目的に照らして「研究開発成果の最大化」に着目したS A B C Dの評定区分というふうになっております。また、最大化だけではなく、「適正、効果的かつ効率化な業務運営」のもとで、その両方を見ながら評定をしていくというような形でまとめているものでございます。

それから、(11) から(12) につきましても評価の目標の部分と同様研究開発に関する審議会、それから独立行政法人評価制度委員会の部分について評価の留意事項等についてまとめているところがございます。

それから、20ページ目でございます。こちらが先ほど目次のところでもご説明申し上げた前回の部会でのご議論を踏まえて新たに追記している部分でございます。本指針の実効性ある運用の確保に向けてというところがございます。

2パラ目でございます、総合科学技術・イノベーション会議は、本指針の策定主体として、指針の運用状況等を把握し、関係機関等に対して適切に情報共有、助言等を行うことを通じて、本指針の実効性ある運用の確保に努める。また、本指針の運用状況、諸事情の変化等を踏まえ、本指針の更なる充実、見直し等を適切に図る。

それから、3パラグラフ目でございます。加えて、総合科学技術・イノベーション会議は、我が国の科学技術・イノベーション政策の司令塔として府省横断的な我が国全体の見地から国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」を図ることに貢献していくことが期待されており、国立研究開発法人の目標の策定及び評価の過程で明らかになった我が国全体の科学技術イノベーション政策との整合性にも係る課題、国立研究開発法人の府省横断的な連携等に係る課題等についても適切に必要な役割を果たす旨を記述しております。

また、この指針の今後の運用に係る現行の中期目標・中期計画が策定されております。そこの関係、本指針が適用された場合にどのような観点から採り入れられていくのかという継続性の観点も考慮に入れて適切な形で順次採り入れられていくという旨も記載しているところでございます。

本文は以上でございます。

21ページ目以降、参考資料等、それから別添でございます。21ページ目の「研究開発成果の最大化」につきましては、特に2つ目のパラグラフでございます。各省等からもいろいろご意見をいただきまして修正いたしましたので、ちょっと読み上げさせていただきます。

「研究開発成果の最大化」は、国立研究開発法人が自ら実施する研究開発による創出された直接的な成果のみならず、当該国立研究開発法人の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へ繋ぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡し、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術理解増進、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・供用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することと解することが適当である。というふうに修正をしております。

それから、22ページ目、多様性について、それから、23ページ目、「アウトプット・アウトカム」について、それから25ページ目からの参考4、ポイントにつきましてはそれぞれ前の部分で変わった部分の整合性をとる修正と、わかりやすさを踏まえた修正等が行われております。

それから、参考5の35ページ、国立研究開発法人一覧につきましても、日本医療研究開発機構、今はございませんけれども、27年4月からできるものも加えるなどの修正をしております。

それから、別添1の中長期目標（例）につきましても各省さんからのご意見を踏まえた追記をしておりますほか、また別添2につきましても同様にご意見を踏まえて修正をしているところでございます。

資料1は以上でございます。

続きまして、早口で恐縮ですけれども、資料2でございます。資料2につきましては資料1の指針の概要をポンチ絵の形でまとめたものでございます。

まず1枚目、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けてのものでございますが、こちらは今回C S T Iで国立研究開発法人の目標評価指針策定に当たっての背景でありますとか全体的な俯瞰的な概念、イメージを示したものでございます。一番左下に国立研究開発法人がございますけれども、今般独法改革によって法人を類型化して、研究開発の特性等に十分配慮した制度・運用にするというところからスタートしております。いろいろな課題がございますけれども、「世界で最もイノベーションに適した

国」に貢献していく国立研究開発法人にしていくために適切な目標の策定・評価を実施していくと。それが我が国全体としての研究開発成果の最大化につながり、それが国際競争力の強化でありますとか科学技術イノベーション創出であるとか、諸政策の課題の解決などにつながっていくというものでございます。

疎外要因の解消として、例えば左上に○が4つございますけれども、固定的な狭い視野・価値観に縛られた業務運営・研究開発を行ったり、あるいは変化に対応できない硬直的な業務運営・研究開発が行われたり、時間軸がずれた近視眼的な業務運営・研究開発が行われたり、あるいはコンプライアンス、会計等に係る不適切な業務運営や研究不正が発生したりすると、こういうようなことを解消していくような目標の策定指針、評価であるべきだと。

また、右下でございますけれども、幾つか好循環を生み出すために、例えば革新的技術シーズを事業化へ繋ぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡しでありますとか、人材の流動性等を通じた優れた人材の確保・育成でありますとか、大学・民間企業等の他機関との連携・強力、あるいは法人内部の事業間の連携・融合の促進、それから研究者の能力を最大限引き出すガバナンスの構築・強化、こういうようなこともその目標評価として好循環を創出し、促進していくようなものとしていくということをイメージ図にしたものでございます。

1 ページおめくりいただきまして、国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針のポイントでございます。こちらは先ほど指針の本文のほうでもご説明させていただき、これまでご議論いただきました指針のポイントについてももう少しコンパクトにまとめて、全体事項、目標の策定、評価についてまとめたものでございます。

それから、1 ページおめくりいただきまして、「国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針」により改善が期待される主な事項として、例えば「研究開発成果の最大化」に向けた適切な目標の策定や評価が実現されるという旨、今までは研究開発に係る事務事業に対しても定量的な外形的標準を重視した達成目標・達成度評価が一律に適用されてきた、それが今後「研究開発成果の最大化」に向けて最適な目標を設定することが可能に。例えば課題解決などのアウトカム創出への貢献を目指すような目標でありますとか、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標なども設定することができるようになる。それから、研究開発の特性・多様性等を踏まえて適切な評価手法を選択することが可能になる。例えば国際的な水準を踏まえた専門的な評価でありますとか、将来性について先を見通した評価などについても可能になるということでございます。

それから、2つ目の黄色でまとめたものでございます。「適正、効果的かつ効率化な業務運営」と「研究開発成果の最大化」の両立が実現されるというものでございます。

左の枠でございますが、これまでは「法人の業務運営」に関する目標の策定・評価においても独法全体への一律な適用が優先され、必ずしも「研究開発成果の最大化」に向

けての十分な配慮がなされていなかった。それに対しまして右側でございます、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率化な業務運営の確保」、これを両立させながら、法人全体の最適化を図っていくことが可能になるというものでございます。例えば長のマネジメントの研究開発面、それから経営面双方からのサポート体制の確認・充実をするでありますとか、あるいは国際的な研究開発競争と適正な業務運営の両立、例えば調達に関するものでありますとか人材戦略などについても双方の観点から両立させていくことが可能になる。

それから、研究不正の防止につきましても、これまで必ずしも独法全体の制度の中では明確化されておりましたが、今回指針の中で明確化するというところで、法人として研究不正防止の取組を強化しつつ、「研究開発成果の最大化」していく体制等の構築・充実へというところでございます。

それから、最後でございます、もう1ページおめくりいただきまして、こちらにつきましては国立研究開発法人の中長期目標の策定・評価に係る関係各機関の役割ということでございます。前回部会の場合でもご議論ございました、総合科学技術・イノベーション会議の役割なども含めまして全体の各機関の役割を今回の指針との関係で整理したものでございます。

左上の総合科学技術・イノベーション会議でございますけれども、こちらにつきましては今回国立研究開発法人に関する目標・評価の指針（案）を策定いたしまして、それを総務省が策定する指針に反映していただくというようなもの。それから、総合科学技術・イノベーション会議としては下から上にオレンジの矢印が出ている部分でございますけれども、指針の運用状況等を把握し、府省横断的な連携等の課題も把握する。それから、上から下の矢印のほうでございますけれども、それを踏まえて指針の実効性ある運用を確保して、見直しなども行う。それから、科学技術イノベーション政策の司令塔としても適切に関与していくというものも書いてございます。

下の枠でございますけれども、主務省、国立研究開発法人、こちらにつきましては十分な意思疎通を図ってしっかり練り上げた目標・計画を策定して、適切な評価軸、評価手法を設定し、次につながる評価を実施していく。それに通じて、適切な中期目標計画を策定して評価を行う。それに左側の研究開発審議会が国内外の高い専門的知見でありますとか多様な識見・経験、それから主務省、国立研究開発法人とは違う第三者からの客観性なども含めて必要な検討、助言提言、確認等を行って、しっかりと見ていくと。

右側のほうでございますけれども、これらで評価結果を適切に活用して、国民に対する説明責任も果たし、それから法人については評価結果を踏まえた業務運営を適切に改善していくということを通じて「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率化な業務運営の確保」を達成していくというものを示したものでございます。

簡潔でございますけれども、事務局の説明は以上でございます。

【門永座長】ありがとうございました。

今説明していただいた資料2は、恐らく今までの経緯とか指針全部を読み込む時間のない方に説明するときのものとしてつくられたと理解をしています。最後のページはそれぞれの役割がはっきりしていてわかりやすいと思います、個人的には。

本体のほうですが、説明の中でもありましたように、総務省のフォーマットに合わせているところがありますので、目標設定と評価というのは裏腹になっているのですけれども、それをあえて分けて書いたので内容的にちょっとオーバーラップしているところがあります。しかし、このまとめ方のほうが今後いろいろとやりやすいという事務局の意見ですので、それは尊重してこの形になっています。

その中身については、今まで議論したことは盛り込まれているという理解です。前回新たにインプットいただいた点について十分まだ議論ができていないので、そこを議論いただきたい。

幾つか大きなところの一つは、省を超えて国レベルの視点でもってやはり最適化していかなければいけないというときに誰が何をするのですかというご質問があつて、それについてはこの20ページの4番、新たに加えられた項目に、総合科学技術・イノベーション会議にはこういうことをやってほしいということが書いてあります。国全体の見地からですね。

それから、やはり同じページに、今回の指針が適切に反映されて、さらに適切に運用されているかどうかをモニターしていかないと、複雑な目標設定と評価になるので、これは大変だろうという意見が何人かの委員の方から出ていました。これについても同じ20ページ目の2つ目のパラグラフで、総合科学技術・イノベーション会議が運用の確保に努めるという形で書いてあります。

それから、3番目に、評価結果をきちんと反映させ役に立つようにするために、反映されるということを担保するような方法はないだろうかというご指摘がありました。それは何カ所かに分けてこの中に入っていると思います。特に15ページの(6)ですね、評価結果の活用というところで、評価結果を次なる目標の設定、長の任命、予算措置等に適切に活用する、というふうに指針には入ることになっています。先ほどのご説明ですと各省からこれについていろいろ質問が出ているということです。

それから、4番目に、評定のSABC、これは前回ご指摘があつて十分議論ができていないというお話でした。それが今そのまま入ってますけれども、ここは私自身も事務局と議論をしたことがありますので、その話題になりましたら私からも意見を言わせていただきたいと思います。

この4つの大きな固まりについてはこういうような形で入っているという理解ですが。ここからは皆さんからの意見を聞きたいと思います。

【伊地知委員】 ありがとうございます。4つコメントと1個は質問ということになります。4つのコメントのうち2つは些細なことです。

一つは、評価結果の活用ということに関してなのですけれども、同じく例えば18ペー

ジの中でもP D C Aサイクルでいうところのチェックからアクトに関わるところの記述があるかと思うのですが、アクトからプランにつながる部分というのが実は例えば4ページの⑤ではないかと思うのですが。そういうところで、目標の策定のところですが、国の諸政策に関する方針等ここに列挙されているのですけれども、その直前のサイクルあるいは時点での当該法人等に係る評価結果を踏まえた改善案を参照すべきということも含まれると、P D C AサイクルのAからPというところにつながるのではないかと、というのが1点であります。

それから、2点目は評定に関することです。これ17ページなのですが。下から4行目のところに「B」を標準的な評定とするという表現がありまして、標準というのがかなり言葉として強いのではないか。つまりデータが何もないところで何をもって標準とするのか。もしこれから行われる評定の結果を標準とするということであれば、やはり各法人は研究開発成果の最大化を図ろうというふうにしていて、なるべくならAなりSなりを目指そうというふうに行動されるところで、そういう意欲的な取組をこういう評定をすることによってかえって疎外してしまうのではないかと。

例えばその後ろに続くような表現の中では、Bのところでは着実な業務運営がなされているということは書いてあるので、例えば「着実な業務運営がなされている水準をBと評定する」というような表現にするのはいかがだろうかというのが2点目になります。

あとは、3番目なのですが、あとは表現上のところで、16ページに主務大臣の評価とあるのですけれども、「の」がいろいろな意味で使われていて、ここは主務大臣が行うということであろうと思いますので、例えば「による」とかのほうが誤解がないのではないかということになります。

あわせてそれに関連しますと、資料2の一番最後のページも真ん中のところに主務省とあるのですが、主務省ではなくて、これは主務大臣ではないか。もし主務省であるとすると研究開発に関する審議会もこれは主務省の中の機関であるのでそこが矛盾してしまうのではないかというふうに思います。

あと最後、1個質問をさせていただきたいと思うのですが。先ほどもお話の中にありましたけれども、15ページの例えば(6)のところでの予算措置等という表現があって、この実は指針(案)をご説明いただいたときに、独立行政法人の3つのタイプに共通することに関係するのか、それともこの国立研究開発法人に固有に関わるのかというのがよくわからないと。これが3つのタイプ共通であるとするれば、こういうもともと法律に書かれていないようなことの、主務大臣の、独法制度とは別にある行政的な権限というのでしょうか、そういうものを縛ることにはならないのではないかと思うのですが。ちょっとこれ国立研究開発法人だけだとすると、何でこれを法律にも書かれていないのにここまで縛るのだろうかというのはちょっと疑問に思うところであります。

以上です。

【門永座長】 事務局から何か意見はありますか。

【鎌田企画官】 まさにご指摘の各点はごもっともだと思いますので、委員の先生方ご異論等がなければそれを踏まえて修正させていただきたいと思います。

【門永座長】 最後のポイントはなかなか字句の修正だけでは済まないのではないですか。そこはどういうふう考えたらいいのでしょうか。

【鎌田企画官】 最後のポイントにつきましては、まさに先ほど私も説明のときに各省から意見があったと、ここの書かれているのは独立行政法人制度としてその目標策定に反映する、あるいは長の任命に反映する、それは制度的に確かに明確に位置づけられていると。ただ、その予算措置、そもそも予算自体も運営費交付金という制度の中で主務大臣がどこまで細かい予算配分あるいはそういうのに権限があるのかどうかとか、国立研究開発法人の裁量と省の関係でありますとか、そこら辺ちょっと制度的な関係とかも含めて表現を検討すべきではないかという意見もありましたところ、今の伊地知先生のご意見も踏まえて、総務省の全体の指針との整理との関係もあろうかとも思いますので、その点もよく総務省とも相談しながら検討させていただきたいと思います。

【門永座長】 ありがとうございます。

広崎委員。

【広崎委員】 2点ほどコメントをさせていただきたいと思います。いろいろな制約条件の中で何とかここまでまとまってきたということで眺めさせていただいているのですが、まず1点目は、資料2の先ほどご指摘のあった最後のページ、役割分担のページです。C S T Pイノベーション会議の司令塔機能、それから総務省の評価制度委員会、さらに審議会、主務大臣、こういういろいろなプレイヤーの役割を本文のほうではかなり明確に整理しているのに、この絵の表現を見ますと、いろいろなステークホルダーが並列に関与しているというふうに見えます。こういう研究開発で最も大事なことは、少しとんがったところも含めて独創性を大事にするということだと思うのですが、そこにいろいろな関係者がいろいろなことを言う構造になっているというふうに見えるのは、場合によっては、とがったものを丸くしてしまうような懸念を若干感じさせる絵になっているように思います。

したがって、この本文で書いてあることをもう少し整理すると、例えば下の国立研究開発法人の開発成果の最大化ということに関しての責任者、これは主務大臣なのだ。それから、国全体での横断連携、これを最大化するという意味では上のほうの例えばC S T Pイノベーション会議が責任者なのだというふうに、責任体制を明確にした表現の仕方に変えられないかなという気がいたします。これが1点目です。

それから2点目は、本文のほうで随所に書かれている、国際的な標準レベルということに関する点です。ページが今すぐには出てきませんが、研究開発の内容については、国際的なレベルに合わせて評価していくのだといったことが随所に書かれているのですが、前も議論したことですけれども、コンプライアンスであるとか、あるいは評価のメソドロジーであるとか、そういうメタ論理あるいは方法論についても世界のベス

トプラクティスとベンチマーキングをしていくのだといったことが、研究開発の内容の国際水準化とともに大事ではないかと思います。即ち研究成果のレベルを世界一流にしていくと同時に、ベストプラクティスと比較をしたベンチマーキングの方法論についても世界トップレベルにしていくのだといった思想基盤、研究者倫理の話もありますし、そのあたりもどこかに盛り込めないかなという気がしております。

その2点をコメントさせていただきます。

【門永座長】ありがとうございます。

1点目についてはこの図の書き方に大いに関わるところなのですが、ここはいかがですか。

【鎌田企画官】直ちに私の事務局の一存でというのもあれですけども、そういう視点も重要かと思しますので、事務局内でも相談させていただきながら修正を考えていきたいと思えます。

また、2点目の世界標準的な評価でございます。これは事務局のほうでもこの会議の議題の中では世界の評価につきましては資料としてはお配りさせていただいたのですが、明確なご議論をしていただく機会をとることはできずに大変申しわけございませんでした。ただ、一般的に世界のいろいろな国際研究機関もいろいろな形で評価を行ってございまして、それぞれどれがベストプラクティスか、あるいはそれぞれも試行錯誤の過程にあるということもあるのではないかと思います。我が国の独立行政法人の中における国立研究開発法人の評価の仕方と、それから各研究開発機関あるいはファンディングエージェンシーに置かれている評価の仕方、いろいろ各国でも研究開発機関の対応でありますとか位置づけ、国との関係、それぞれまちまちでございますので、そこら辺も注意しながら検討させていただきたいと思えます。

【門永座長】岡本委員。

【岡本委員】今の点にも関係すると思っておりますけれども、今の点というのは評価のベストプラクティスというところなのだと思いますけれども、ちょっと私前から気になるのですけれども、一番最初に座長が示されたポンチ絵図がありましたよね。要するに独立行政法人と研究開発法人と特定研究開発の絵の出っ張ったところと出っ張ってないような絵がありましたよね。あの解決がまだ僕なされてないと思っております。

それで、一番気になるのは、例えば資料2のこのポンチ絵図の一番最後の絵ですね。総合科学技術・イノベーション会議、ここで出す指針が総務省のほうに行って、内容を適切に反映すると、ここが問題で。あの絵は適切に反映する絵だと思っておりますけれども、どう適切に反映するかというのが誰も担保してないのだと思っております。

ちょっとすみません、自分自身の経験を踏まえて言うと、昨年末にこの研究開発のほうの議論と独立行政法人の改革の議論が並行して行われたときに、これはどう見て議論の法律のレベルで落とすところがないかと個人的には思っていたところが、ああいうポンチ絵図のもとで法律的には担保されたような形になっているんですね。でも、実務的

にはこれ法律の議論ではなくて実務のほうと言いますか運用ベースまで下りてきているだけなのだと思いますのです。それが今研究開発の法人に対してどう評価をするのですかというところにきているのだと思うのですね。

端的に言うと、独立行政法人の枠組みは実績の評価です。研究開発の法人は実績の評価ではなかなかうまく回らないので、どうするのですかと。実績評価とこの研究開発にふさわしい評価というのはどういう整合を持たせるのですかということを経験してきたはずだと思います。

私が懸念しているのは、今回のここの議論もイノベーション会議の議論としては指針が出て報告書が出るのですけれども、それをどう適切に総務省側に渡して、総務省がそれを受けてどう適切に反映するかというところまで担保されないと、研究開発法人の研究に関しての評価の答えが用意されないのだと思うのですね。ここで皆さんが集まっていたいて議論してこういう報告書が出たということになっても、実は担保されていないところがあって総務省はこれをどう適切に反映するのですかと。ここの確かに研究会の射程の外にある議論かもしれませんが、内容はそこが担保されないとせっかくここで議論してきたところが生かされないことだと思っているんです。

他方で、私は独立行政法人の総務省側の議論にも参画しているのですけれども、そこがどうも整合性が合わないように思えてならないのですね。きょう総務省の竹中さん来ていらっしゃると思いますけれども、総務省側から見て、今ここで述べられているところが果たして適切に反映されるようになっているのかどうか。きょう事務局の方がおっしゃっているように総務省と調整をしますとかおっしゃってはいるけれども、今までこういう研究会で研究会の報告書と違う形の結論というのは何回か出ているところもあるかと思っているのですね。これが果たして総務省側で受けられるものだったら私はそれでいいと思いますが、受けられないのだったらどこが受けられないのかというところが明らかにされないと、せっかくここで議論したことがむだになるような気がしてなりません。私は両方の議論にも参画しているので、そこは私の目から見て受けられるように思えないのですよ。具体的にどう適切に反映できるのか、総務省側で、そこを議論しなければいけない。

その一番典型的な例が評定のところなのですね。恐らく評定のところ。これが18ページのS A B C Dとなっておりますが、ここの評定が実はS A B Cというのは同じだと思いますが、内容が微妙に違って、微妙に精神が違っているのだと思います。そこが端的にあらわれてくるのですが。ここ、すみません、座長、私こういう権限はないのですけれども、私はそういうふうに思えてならないので。

ここで報告書がきれいにまとまっても、それがいわゆる独立行政法人を所管している総務省側で反映できないという結論になっているのだと、そこは事務局のほうの仕事をするのではなくて、ここで議論しておかないと、せっかくその議論していることがいいものにならないのではないかなと。これはちょっと大きな話で大変恐縮なのですが、そ

れが主です。その典型的な例がこの評定のところにあらわれているのではないかなど。

以上です。

【門永座長】今の件で私も意見があるので補足させてください。

おっしゃるとおりで、この部会を始めたときは3つ大きなハードルがあると思っていました。一つは、この中で皆さんの意見がまとまって適切な指針が出来上ること。次に、それを総務省の指針に適切に反映してもらうこと。3番目は、それをぶれることなくちゃんと各省が実施すること、この3つのハードルです。

一つ目は何とか超えられそうかなという感じになってきました。2つ目に関しては、この場でも両側の話があったのですが、一つはカセットとしてこれをパチッとほめてもらう、そのためにフォーマットも合わせているのだという意見と、一方でやはりこれはネゴシエーションマターで、どれだけ反映されるかわらないという中で「頑張ってください」といって終わるといふ意見。この幅の中のままなのです。それがまさに岡本委員がおっしゃるところです。

なぜ私が今ここで発言したいかという、実は評定のところで申し上げたいことがあります。18ページを見ていただくと、従来と余り変わらないものが書かれています。かなり大枠で、S A B C Dの違いというのは成果が特に顕著なのがS、顕著なのがA、成果が出てますというのがB、より一層の工夫がC、抜本的な見直しがDなのです。これでいいだろうかということで私も疑問に思っているいろいろ考えたのですが、ここを細かく書いていくと本末転倒なのです。要するにそのクライテリアにはまるかはまらないかだけになってしまう。それより外側に大事なところが沢山あるではないかというのがこの議論の始まりですから。

定量的な評価というのは一理あります。それを横目でにらみながら、やはり今まで独法の評価をするときにどの様にしてきたかという、まずその研究の成果というのが本当に事実でサポートされているのか、ベリファイされているのかという観点と、その道の専門家、グローバルレベルの専門家がどう言っているのか、これはすごいですよ、これは将来につながりますよ、というふうに何人も言っていると、ああ、やはりそれはすごいかと思うわけです。評価委員が皆専門家ではないですからね。そういうことをベースに評価をしてきた。今回も結局見えないものは絶対見えないのですけれども、その中で評価をしなければいけない。そうするとやはり知恵を集めて定性的なところもやはりいいのか悪いのかということは見えていかなければいけない。そういうことを考えていくと、このS A B C Dを細かく定義しても余りしょうがないかなど、このぐらいでいいのかなと思うに至ったのです。

それで、話は岡本委員のところに戻りますけれども、お手元のこのクリアファイルの中に幾つか資料が入ってまして、3つ目ぐらいに、項目別評価及び総合評定の方法、評価区分、6月25日時点というのがあります。これは総務省で6月25日時点で考えているものだという理解なのですが、ここにもS A B C Dがあります。先ほど岡本委員はニ

ュアンスの違いというふうにおっしゃっていましたが、もっとすごい違いがあって、それぞれに120%以上前年比何とかかんとかと全部書いてあるのですよ。それで、これは逆戻り以上に戻ってるなという感じがするのです。これはどういう意味かということ、竹中さんにお答えいただきたいと思います。

【竹中管理官】まだ各省との協議もしておりませんので、総務省の中だけで検討しておりますものでございますけれども、S評定で説明すれば、法人の目的・業務、目標に照らし、法人の活動により、中長期計画における所期の目標を量的、質的に上回る顕著な成果が得られると認められるというときはSに値するというところでございます。定量的にあらわせる場合もあるかと思えます。まさにここの議論でもあったのですけれども、定量的にあらわせるものだけではないと思えますが、例えば論文数であるとか、そういうものについては対前年比どれだけか、そういうものも今も皆さん各独法で計画を立ててやっておられますので、それを具体的にしてはどうか、ベンチマークを決めて対前年比で測ってはどうかということでございます。これだけをもって評定をしる、120%以上だからということだけをもってS評定にしるということではございません。

【門永座長】わかりました。それを聞いて安心しましたが、これの外側に定性的な話がたくさん入ってくると思うのですね。それを否定するものではないわけですね。

【竹中管理官】 そのとおりです。ただ、定量的なものは定量的に測ってくださいということでございます。

【門永座長】わかりました。では、S A B C Dに関しては今のようなお答えですが、岡本委員がおっしゃっているカセットではめるのか、ネゴシエーションマターなのかというのをどういうふうに議論していったらいいでしょうか。

【久間議員】 簡単に収集できない議論に入り込んでいると思います。今おっしゃった論文数を評価基準にすると、また元に戻ってしまいます。研究開発の最大化は、いろいろな切り口で評価をしなければいけません。多くの評価軸の中で、論文はわかりやすい評価基準です。

産業界への貢献をどう評価するかというと、甘利プランによれば、研究開発後期では定量的に評価できる受託研究の額や、研究開発前期では定性的に評価する将来の技術シーズ開発などがあります。ですから、無理にカセット化して一つにするのは難しいです。

もう一つ申し上げますと、4ページの話で、前回の角南委員のご意見を反映して、総合科学技術・イノベーション会議が、各省庁の研究開発法人に対して、指針の運用状況や府省連携がうまくいっているかを把握する役割を入れたことは大きな進歩です。今までは、特定研究開発法人に対しては総務省と一緒に評価する方針でしたが、一般の研究開発法人に対しては、中長期目標の策定及び評価に関する指針を策定することのみが役割でした。しかし、研究開発成果の最大化と業務運営の効率性、これら2つの軸を両立させるには、やはりC S T Iが研究開発成果の最大化に対して何らかの関与をしなければいけないということを入れました。この判断は評価していただきたいです。

問題は、この2つの軸がトレードオフで、総務省とC S T Iが見るところが、場合によっては相反します。効率を上げようとする、研究開発成果の最大化をある程度妥協しなければいけない。問題は、こういうコンフリクションが起きたときにどうするかだと私は思います。

総務省がおっしゃるような定量的評価軸だけでは研究開発を評価できません。

【門永座長】カセットでパチンという言い方はちょっと誤解があったかもしれないのですが、今回いろいろな場合も考えて、法人によっても目標の立て方も違うし、評価の視点も変わってくるだろうということまで考慮をして指針をつくっています。さらにそれをそのまま総務省のほうで取り込めるようにフォーマットも合わせてきているので、研究開発法人についてはこれをそのまま使ってもらえばいい、という意味でのカセットです。

【久間議員】そうですね。9ページに、評価軸の設定があります。評価軸には、論文や特許の数もありますし、甘利プランにある企業からの受託金額、中小企業やベンチャーの育成、大型設備のメンテナンスなど、いろいろな評価軸がありますよね。法人全体の評価軸にこれらの評価項目を漏らさず書いて、研究開発法人は、それぞれの項目をどう重みづけするかを決める必要があります。そのように比率を決めて、それぞれの項目に対して、成果が出ているかを評価して、それらを積算して全体を評価するのが正しい評価だと思います。

ですから、この評価軸の項目の中に、甘利プランの産業界からの受託研究を明確に書くべきだと思います。

【門永座長】岡本委員。

【岡本委員】今の点で。門永先生、座長がおっしゃっているカセットというのが非常にわかりやすいのですが、総務省側の議論でやるときにはどうしても実績測定なのです。それは抽象的であろうと、具体的であろうと、何か目標を出して、それが達成できましたかどうかという発想で独立行政法人の制度設計をされていますから、その枠の中にはめ込んでしまう。そのはめ込み方が、私はどうしてもカセットになりづらいんだろうと、正直に思うので、逆に言うと、こちら側でどういうカセット、もうカセットの絵まで見せて、こういうふうにやりましょうというところまで見せないといけないんだと思います。そうなってくると、きょうの指針よりはもう少し一歩踏み込んで、フィードフォワード評価というものがこうだと。だからこれを総務省、もう何も言わないでこれを埋め込んでくれと。それで実際の評価実務が回るんだったり、あるいは目標の策定が回るような仕組みまで出してこないといけないような気がいたします。

向こう側で議論しているのは向こう側の論理で、それはそれなりの理由があるわけで、論議をしているわけですから、そういうのが私は必要なのかなと思いますし、できればここでそういうのを議論して、カセットにして向こうに渡すというところはやらないといけないのではないのでしょうか。これだとすると、確かによく詰まってきたらいいんで

すが、実際の評価の実務に落とししたときにどう評価をしていくかというところが、実は独立行政法人側に渡されるわけですね。独立行政法人側の評価になってしまって、またもとのような評価になるのではないかなという気が、これは懸念で終わればいいんですけども、そういう気が今するんですけれども。

すみません、そうするときょうで終わらなくなってしまって大変恐縮なんですが。私も終わりたいなという気はあるんですけれども、いかがですか。すみません。

【門永座長】 今のご質問は事務局に考えてもらいます。栗原委員と室伏委員。

【栗原委員】私も実は18ページのS、A、B、C、Dのこの書き方について、全然逆のほうからこれでいいのかと思ったんですね。多分、門永委員長も同じような視点かもしれないんですけれども、今、目的設定と計画と、その見直しと実績ということを議論しているのに、Sは「特に顕著な成果の創出」というふうに、「業務運営の下で」というふうになっていて、そのもとで「顕著な成果の創出」「将来的な特別な成果の創出の期待」というところを通じ、多分運営を評価するということに入るのかなというふうに読ませていただいているんですけれども、どちらかというところ、やはりSとAは、きちとした成果を提示しなければいけないということになっていると思うんですね。それ自体、別に悪くはないかなとも思いますが、実際に研究開発成果の最大化のところ、21ページでいろいろ書いてあることは、実際にどう評価してこのS、A、Bの中に逆に入るのかなというふうに思いました。て、この中の全体のもので逆にもむしろこちらの紙に近いと言ったら変ですけども、数値評価をしやすいような、定量評価をしやすいような形にもむしろなっていないとおっしゃる先生に対して、議論に対しては少しそうかなと。ただ、期待という言葉などはどのくらい実施のところでの気持ちというものが生かされていくかという運用で、できることかなとも理解するんですけれども、この点は先ほどこれでいいかなと思われたということでは、いかがでしたでしょうか。

【門永座長】 私はもう少し性善説で読みました。業務運営を効率的にやるというのは当たり前なので、その中でというイメージは余り抱かなかったんです。先ほどの岡本委員のご発言にも関係しますが、実際、これをどのようにやっていくかということについては、詳細は各省に任せられるというのが私の理解です。そうすると、そこがどのくらいきちんとやられるかにかかってきて、こう言われてもわからないから総務省の指針にあるような定量的なものだけでやろうということになってしまうと、それは元の黙阿弥なんです。そうならないように、今回C S T Iがモニターをしてくれるということになったわけです。

一方で、定量的なものを超えて、これは重要な成果か否か、その判断をしなければいけないわけです。定量的なものというのはロボットにやらせればいっけいわけで、判断は人間がしなければいけない。その最終的な判断者は主務大臣だと思いますが、研究開発審議会というのができて、そこがアドバイスをします。だからそのクオリティーはとても重要だと思います。それは重要だとどこかに書いてありますが、では具体的にどうや

るのか、その下の部会はどうするのかとか、そういうところはまだ決まっておらず、実はこれがまた各省任せになるのではないかなというところが心配です。それもCSTIでちゃんと見てほしいというところで、一応、ヘッジはしてありますが、ハードルは高いと思います。

【久間議員】 1,000人も2,000人も研究者がいる大きな研究所の場合、いろいろなテーマに取り組んでいます。評価のパラメータとして、論文や特許があれば、産業界への貢献なども、いろいろあります。例えば、ほとんどのテーマは物足りない結果だけど、一つだけ大きな成果が出たとしたら、法人としてどう評価するかは難しいです。私も三菱電機の先端技術総合研究所の所長や開発本部長を務め、全体としてどう評価するか難しかった。すべての目標を達成すればSなのか、あるいは一つでも大ホームランが出ればSなのか。評価の基準は難しいです。

【門永座長】 それで今回はそういう評価ができるような体制にしたいという思いが入っていると思います。今まではしたくてもなかなかできなかったところがありますので。ただし、それは各省できちんとやるかどうかというところにかかってくるので、それをメッシュをさらに細かくして、総務省にカセットとして渡すということだけで解決するのかどうかは、私もよくわからないところです。

先に室伏委員。

【室伏委員】 ありがとうございます。2点、申し上げたいと思います。最初に、広崎委員がおっしゃった研究不正の防止に係る評価という点ですが、私も似たような危惧を抱いております。これまでのいわゆる研究不正というものと、今話題になっている理研での問題というのは、かなり実態というか、原因が違うのではないかと思います。それで、今までにさまざまところで問題になっていた研究資金の不正利用などとは違って、まだこれから育つ研究者に、例えば研究倫理や研究作法を徹底させるといったような教育の機会を各研究機関でもつくるべきではないかと感じています。もちろん、大学などでやるべきことなのですけれども。例えば14、15ページと43ページに、研究不正に対応するための云々という記述がございますけれども、ここにそういったことを書き込んでおいたほうが、社会的視点から見てもよいのではないかという気がいたします。それが1点です。

それから2点目ですが、先ほどから話題になっております評価のS、A、B、Cといったことですが、私、18ページを読ませていただいて、門永座長と同じように、これはこのままで良いのではないかという気がしています。ここに数字は挙げてごさいませんし、こういった視点で各省庁、各研究機関でよく検討した上で、指標をきちんとつくれば良いということですので、これはこれでよろしいのではないかと。それについて、やはり審議会のクオリティーを上げるということは非常に重要だと思いますので、18ページの(11)でかなりよく書いていただいているのですけれども、専門性と多様性の双方を重視した委員構成と書かれておりますところに、クオリティーの高いとい

うような言葉を入れておくのも良いのではないかと思っています。

以上です。ありがとうございました。

【門永座長】 ありがとうございます。天野委員。

【天野委員】 指針案のほうは、今まで出たいろいろな議論の点を整理して、よくまとまっているのではないかと思います。私がちょっと気になっているのは、先ほどお話がありましたけれども、この資料2のほうですね。こちらはやはり指針案の内容をじっくり読まれるのではなくて、これである程度内容を伝えようとするのであれば、資料2の一番最後のページなんですけれども、これはここにいるメンバーの方は、ずっとこれを考えてきているので、これを通じると思うんですけれども、ぱっと見られて初めての方が見たときに、これ何書いてあるかよくわからない図ではないかと思うんです。というのは、まず非常に簡単なことから申し上げますが、関係各機関と書いてありますけれども、どれが関係機関なのかというのをよく見ないと、この絵で強調されているところというのは、逆に、検討とか助言とかというようなところで、関係機関というのはこの緑の枠で白抜きで黒字のところだと思うんですけれども、まずこれが関係機関だということをはっきり見てわかる人というのは、余りいないのではないかなという気がします。これは表示の仕方だけですので、それはいいと思うんですけれども。この下の段、これも青い線で下の段をといて書いてあるんですけれども、ここがくくりだということもよくわからないのではないかという気がします。

その辺は少し表現の仕方を工夫していただければいいだけの話なんですけど、一番気になるのが、このイノベーション会議から評価制度委員会のほうに、指針から内容を適切に反映して評価制度委員会のほうの指針に反映すると。これはいいと思うんですけれども、下の大きくりの主務省、国立研究開発法人のほうとのやりとりが、イノベーション会議のほうでは行ったり来たり矢印があるんですけれども、評価制度委員会のほうには、上から下りてくるだけなんですよね。そうすると、今後この研究開発法人といろいろやりとりするのは、総務省の制度委員会のほうだと思うんですけれども、何かこちらの研究開発法人のほうでお困りになっているようなことが、課題が見つかったり何かしたときには、やはり総務省のほうに上げて解決なさるのかなという理解でいたんですけども、この絵を見るとそうではなくて、イノベーション会議のほうに上がってきて、そちらのほうで何か指示が出て、適切に関与とか書いてあると、システムの在り方とは、ちょっと違う、誤解を与えてしまいそうだなという気がしますので、この資料2の最後のページに関しては、一步引いた視点で拝見されたほうがいいのではないかなという気がします。

【門永座長】 ありがとうございます。

【久間議員】 事務局からこの図の意味を説明したほうがいいのではないのでしょうか。左側の総合科学技術・イノベーション会議と省庁との間に書かれた上と下の矢印、真ん中の矢印、左から右に書かれた青の矢印について説明してもらえますか。

【鎌田企画官】 この矢印ですけれども、まずオレンジ色の総合科学技術・イノベーション会議から上下に出ている矢印、これは一応その矢印の矛先は主務省、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会、一応全体を捉えて状況を把握して、それに対してちゃんと運用の確保とか、見直しその他をやっていくということがイメージされた矢印となっております。総務省のほうにつきましても、もちろん制度上は主務省に対して行うということになっているものでございますけれども、主務省、国立研究開発法人、研究開発審議会、こちらにつきましては、目標や計画や評価、一応全体一体となっておりますので、便宜上、全体にかかっているような形で矢印をつけております。

下のほうの主務省、国立研究開発法人の目標、計画、評価の矢印につきましては、これは基本的には、双方十分な意思疎通を図りながらやっていって、お互いに運転していくという関係を示しております。そのやりとりの中で、やはり研究開発に関する審議会が黄色の矢印でしっかりと関与していくということを、一応イメージして準備したものでございます。

【門永座長】 今、気がついたのでありますが、例えばこの黄色の矢印は、中期目標の提示のところにかかっているように見えてしまいますが、大臣に対するアドバイスですよね。まだこれはいろいろとわかりやすくできる余地はあると思います。冒頭これはわかりやすいと言ってしまいましたが、すみません。

ほかにいかがですか。橋本議員。

【橋本議員】 2点あります。1点目は先ほど久間議員が言われたことと関係するんですけども、前回までと今回のちょっと違うところとして、状況が変わったのを確認しておきたいとか、理解していただきたいのです。先週、イノベーション総合戦略が閣議決定され、その中に先ほど久間議員も言われましたけれども、「甘利プラン」をベースにして、研究開発法人の役割がかなり強く位置づけられました。そのキーポイントは、いわゆる「橋渡し」という言葉であり、基礎研究成果を産業界につなぐという話と、それからさらに基礎研究成果を産業界につなげるようにもっと引っ張っていくという2種類の橋渡しがあります。ですので、今ここでの議論ではずっと研究成果の最大化ということを行っているわけですけども、その研究成果の中に、多少今までよりも強く橋渡しの概念が今後入ってきます。そのことは同じく同日に閣議決定された成長戦略においても、あるいは骨太の方針においても、明確に記載されておりまして、研究開発法人の役割として橋渡しということが明確になるような、特に評価のところですね、そこに位置づけていただきたいなというふうに思います。これが1点目です。

2点目は、先ほど岡本委員が言われたことです。ちょっと途中で終わってしまって、気になっているので話を蒸し返してしまいますけれども、岡本委員が言われたことは要約すると、結局、総務省がやるのは定量的な評価であって、今回それじゃないところを評価に入れるためにこういう議論をしているけれども、その部分をちゃんと担保しないと、結局もとに戻ってしまうのではないかということだと思います。そのことを多分、

大変心配してくださって言ってくれているんだと思うんですね。

それに対して、先ほど総務省からは、定量的なもの周りもあるということを理解した上でやっていますよと、そういうお答えだったので、もしそうであれば今の4ページ目のところに書かれているように、総務省の評価制度委員会の横で、この総合科学技術・イノベーション会議が評価のことについて議論して、それをやはり主務省のほうに流すわけです。その両軸で一両軸というのは、総務省は定量的なもの周りもあるということがわかった上で定量的な評価を主として、C S T Iとしては特に定量的にできない周りの部分の評価について、主務省にそういう指針を与えるという、そういう2つの流れで行くということでは、ないがしろにされるおそれがあるのでしょうか。これはぜひ岡本委員に伺いたいんですけども。

【岡本委員】 私よりは竹中さんがいいと思うんですけども。橋本先生が私を慮って言っていたところはそのとおりの気持ちを持っておりますけれども、決して総務省が全部定量的だとは言っていない。ただ、独立行政法人の評価ですから、そこが中心になるということはある程度あるだろうなと。ですから、今ここで議論されている、門永先生の言葉で、カセットを総務省が担保しますよということを書いていただければ、私の杞憂は消えるわけです。ところが、それはまだ発言はされていませんから、だからここをどう適切に反映されるんですかということまであえて議論しておかないと、ここでの議論と向こうの議論は発想が違いますので、言ってしまうと。そこはここでしっかり押さえてもらわなければいけないということ。

それで、もっと言うと、この指針の書いてある内容が、微妙に総務省、独立行政法人側でやってきたような評価になるような表現も入ってきているんですよ。微妙に。ですから、そこはちゃんと研究開発の法人の特性というところを踏まえて、しっかりどこまでやるかということ、多分、竹中さんのお立場では言えないのだと思いますけれども、ある程度見せていただかないと、多分この議論はどう反映されるかがわからないというのが私の杞憂です。それがどうなるかは、ちょっと私は中の議論を知っているわけではありませぬので、それはむしろ竹中さんに言っていたほうがよろしいかなと。

【門永座長】 お答えになりますか。

【竹中管理官】 法文上、適切に反映するという事になっておりますので、そのようにしたいと考えております。ただし、それはカセットで入れ込むということではありませんので、この点は申し上げておきたいと存じます。我々が最も懸念しているのは、S、A、B、C、Dの評価の評語のことです。確かに昨年末の閣議決定において、将来を見越した評価も可能ということが独法の基本方針で示され、今回も資料の18ページに、将来特別な成果を創出の期待が認められるということが書かれているのはわかるんですけども、全体としての独法の評価において、具体的にどういうふうな成果の創出の期待を評価するのかということや、将来の時点において結果的に成果が出な

かった場合はどうするかというところ、そういうことを明らかにしていただきたいと考えております。それらを明らかにしていただかないと、我々としても、どう評価するかというのがわかりません。研究開発の専門の先生方はわかっているのかもしれないですけども、我々、総務省の行政管理局という研究開発の素人ではわからないので、それはぜひ教えていただきたいと思えます。

【門永座長】 野間口委員。

【野間口委員】 先ほどからカセットという言葉が出ていますが、一人一人、捉え方が違うのではないのでしょうか。カセットというのは装着したら毎回同じように音を奏でるものですが、この場合は、そうではなくてカセットはある幅を持っていると思えます。総務省の案は場合分けされていて、ある意味でよくできていると思えます。産総研の理事長をしているときの例として、この研究成果は定量的に何パーセントというようには測れないという時には、別の評価を適用したと思えます。そういう自己評価に対して、外部評価の皆さんがどう評価するかがポイントです。非常に厳しい目で評価していただきますけれども、十分、ここに書いてあるようなやり方で機能するのではないかと思えます。余りこのところでカセット云々の議論をしていても、成果が出ないのではないかと思えます。

【橋本議員】 厳しい答えになりますよ。

【野間口委員】 竹中さんがおっしゃったので十分ですよ。余りそのところをまるっきり外してくれとかの議論は成果に繋がらないと思えます。やはり国の機関ですから、組織としてきっちりしたマネジメントをしなければいけないという点では、当然のことですから、その中でどう成果を出すかというふうに見ればいいのではないのでしょうか。

この4ページ目の絵は、確かにもう少しわかりやすくしてもらった方がいいと思えます。それから先ほど橋本先生も言われたように、成果を出すべきと「甘利プラン」等が出てきたという話がありました。1ページのそもそも論のところ、研究機関として考えるときに障害となるのが、規制です。非常にカッティングエッジ的なことをやる時には、規制の問題に直面します。規制突破、規制改革が必要ですが、具体的な規制に対してどう見直しを世間に求めていくかが課題です。組織として、そういう視点での提言を準備するかなど、どこかに記載があった方がいいと思えます。例えば遺伝子の問題、再生医療の問題もそうですし、ナノテクの問題もあります。今ある法規制の中では、社会実装のガイド、枠組みが見えていないことがあります。成果に近づいているのだけれども、これを世に問うていいかどうかでいつも迷うことがある。そういう観点で、どれだけ提案する力を、研究機関あるいは主務省は持っているかということについても、どこかに記載することが必要です。やはり大きな括りで国として、総務省の評価の中にも入れてもらいたいし、主務省が研究機関を評価するという意味でも大切な視点だと思えます。

この資料2の表紙は、とてもよくできていると思えますけれども、今述べた視点をど

こかに加えていただければと思います。全部、組織の中ばかりを見ているような気がして仕方ない、研究の中ばかり見ているような気がいたします。社会実装されるための取組みについても入れてほしいと思います。この点は評価というより、C S T Iの基本的な考え方にもよるのではないかと思います。

【門永座長】 ありがとうございます。原山議員。

【原山議員】 今、野間口さんがおっしゃったことはすごく重要で、機関内でできることと、あと突破口が必要な場合、外部の補完的な制度が変わらないことには、ここで出した成果というのが先ほどのアウトプット、アウトカムにもっていくことができない場合もあるんですね。それはそれを明記した上でもって、それも含めてその評価をしてもらうというやり方が重要だと思います。

と同時に、この指針としてまとめたものをいかに総務省のほうの指針に落とし込んでいただくか、そのプロセスがこれから始まると思うんですが、この中でやはりこの指針の中でハートとなる部分、これだけは譲歩できない部分、これは担保してほしいというものと、ある程度膨らみを持たせることができる部分がある。その辺のどこがエッセンシャルかというのは、我々としても総意として持つべきであって、それがどのような形でもって、何かというと、この次の作業が事務レベルでのネゴシエーションで終わるものなのか、あるいはそれ以上のレベルでやらないと決定できないものなのか。そこでやはりこの委員会としては、これだけは譲ることはできないという、これを担保しなくてはというのが、ある程度見えたほうがやりやすいのかなというのがあります。

ですので、その辺のところを、例えば先ほどの評価区分があつたんですけれども、もう一つ、中に入っていた資料の6月25日時点の表があつて、中期目標管理法人と、国立研究開発法人のこの表があるんですが、それちょっと見ますと、評価のところ、やむを得ず定性的な目標を定める場合には、やむを得ずというふうな形で書いてあるがまだ残っているわけなんですね。そうすると主流は定量的な指標であつて、それができない場合にはこういうふうになると。それと先ほどの評価区分の説明の中で、括弧の中で、定量的指標により評価する場合はと、ちょっとニュアンスが違うところが出ているわけなんですね。その整合性はどうやって担保するのかということも、かなりクリティカルなものだと思うので、注意していただきたいと思います。

【門永座長】 伊地知委員。

【伊地知委員】 先ほど野間口委員がおっしゃったことと重なって、あと今、原山議員がおっしゃったことと共通すると思うんですけれども、先ほど総務省の方が研究開発の特性について、どういうことがあるのかというお尋ねだったかと思うので、多少それも補完したいと思うんですけれども。やはり成果を最大化する、それはアウトカムを生じるといったときに、多くの場合はその法人を超えてほかの受け手に行ったときにそれが発現する部分が多い。それはたとえ論文であつたとしても論文を出したこと自体がアウトプットなんですけれども、それ自体に意味を持つのではなくて、それがその次の、例

えば研究とかにつながって広がるとか、あるいは技術として使われていくとかということ  
とです。

恐らく独立行政法人の基本的なところは、定常的な業務であって予見可能であって、それはなぜかという、そこで提供される業務が瞬時に、そのアウトプットが瞬時にアウトカムを生じると、そういうことを大前提とされている。ところが、例えば規制のように、未知の技術、まだわかっていない知識なんだけれども、これを実際に本当にアウトカムを生じるためには、例えば規制官庁等だったり、そこでの取組をして、初めて例えばイノベーションにつながっていくと。そういう、法人がコントロールできない、あるいは主務大臣でさえコントロールできないった上で、つまり、アウトカムが瞬時には生じないというところを、よくご理解いた、そういう部分がこの研究開発という活動には極めて多い。そういった特性をよくわかだけたらいいのではないかなというふうに思っております。

【門永座長】 先ほど野間口委員のおっしゃったことと、それから竹中管理官が言われたことと関連してですが、カセット論の話です。竹中さんが言われた、定量的だけではないですよということを信じて、指針に書いてあることは反映してくれると思うか、いや、それは心配だからこのまま全部やってくれないと困るという話のせめぎ合いだと思います。これは野間口委員がおっしゃるように、続けていても余り実りのある議論にはならない。

【野間口委員】 例えば理研はじめその他の研究法人において、頑なに定量評価にこだわってがんにがらめの評価を続けて、研究のアクティビティが落ちてきたら、それは何のための評価だったかということで歴史的に批判にさらされます。そういう評価は続かない。もちろん、量的な評価というのは大事で基本だけれども、プラスそれを超える評価というのは研究の場合がありますし、その辺はもう既に認められていて、気がついておられるわけですから、それでいいのではないかと思います。

【門永座長】 その辺がどのくらい心配かということで、両極端の意見が出ていると思います。したがって、それはこれ以上、多分議論してもしようがないかなと。実際、私も評価してきましたけれども、定量的ではないものに関して、Sをつけて、それが通っているという例もあります。ただ、先ほど原山議員がおっしゃったように、どちらが主でどちらが従かというところをはっきりさせておかないと、易きに走ると、それぞれの省レベルでもって定量的なものを増やしてやってしまうというリスクはあります。

もう一つ、竹中さんが「総務省の方たちは素人ですから」とおっしゃっていましたが、評価委員でも分野が違くと素人なんですね。しかし、何とか評価をしていかなければいけない。誰が聞いてもわかるようなロジックで、だからSですというようなことというのは多分現実にはあり得ないと思います。結局、さっきも申し上げたように、例えばグローバルレベルの専門家がどう言っているのかとか、事実としてちゃんと証明されているのかとか、ベリファイされているのかとか、その辺を聞いて、みんながこれはすごい

と言っているということは、やはりすごいんだなと判断するわけです。ひょっとしたら10年度にふたを開けてみたら、なんだということになるかもしれないけれども、それは研究のネイチャーでもあるので、素人でも100%わかるようにするというのは、不可能な話だと思います。

では、それをどうやってやるのかということで、今回いろいろと議論して、指針を出そうという話ですから、ぜひそこは勘案していただきたいと思います。

【久間議員】 よろしいですか。9ページに評価軸の設定とありますよね。この評価軸の設定で、その他の留意事項も含めて、評価項目を網羅しておく必要があると思います。この中に橋本先生もおっしゃった橋渡し機能が書かれていません。それぞれの法人は、各評価項目に対して目標を作り、定量的に判断できるところは定量的に査定する。定性的にしかできないものは、それぞれ工夫して査定する。その上で、総合的にSかAかBかを判断すべきです。ですから、ここの評価項目は重要です。

【門永座長】 評価軸の候補ですか。

【久間議員】 そうです。候補です。

【門永座長】 室伏委員。

【室伏委員】 簡単に1点申し上げたいと思います。先ほどからいろいろ議論があって、この評価軸についてももう少しきちんとした回答をいただきたいというふうにおっしゃっている方もいらっしゃいますが、でも現実に評価軸というのは、それぞれの主務大臣と、研究開発法人と、審議会と一緒に練り上げて、より良いものをつくっていくわけですね。先ほど野間口委員がおっしゃったように、これまでの規定の中でも、より適切な評価をしようとして議論して、定量的な評価だけでなく、定性的な評価を重視してきた実績があるわけです。今回はそれをさらにやりやすくするような形でこういった議論が行われているわけですから、私はとてもよかったと思っています。ちょっとした齟齬はあるかも知れませんが、各主務大臣と各開発法人、審議会が、ここで示された指針に基づいて、責任を持って、国民に対しても透明性を持った形で説明できるような評価軸をつくっていけば、恐らく問題なく今後進むだろうと思います。その都度、十分に情報を共有しながら、議論し確認することが重要だろうと思っています。

以上です。

【門永座長】 いかがでしょうか。広崎委員。

【広崎委員】 先ほどの原山議員のご意見に大賛成なんですけれども、確かに今のS、A、B、C、Dの議論であるとか、定量化、定性化といろいろな議論があるんですけれども、最も大事なことはせつかくこれだけ英知を集めて議論してきたわけですから、今後制度設計の実務に移ったときに、その過程で絶対に失ってはいけないもの、何を担保すべきかということ、これらのエッセンスをきちっと整理することは非常に大事な気がします。例えば先ほど野間口さんからもご指摘ありましたけれども、本当に最先端で突破をしようとする、それはもう技術論だけではなくて、デマンドサイドの産

業化に向けたイノベーションのためには規制緩和もきちっと主張する力、これを付与しなければいけない。こういったメカニズムを担保するであるとか、それから先ほど橋本さんのほうからありましたけれども、新たに橋渡し機能ということがあるのであれば、こういったことも本質的に絶対変形させてはいけないといった基本論を、ちゃんとこの機会にまとめるというのが非常に大事な気がします。

原山議員はOECDに長年いらっしゃったので、そのあたりよくおわかりなんですけれども、国際的にはイノベーションの議論をするときには、サプライサイド以上に、デマンドサイドイノベーションが重視されます。即ち出口側の産業化、社会実装、そのためのメカニズムを具体的にどう設計するかというところに、世界の関心が移っているわけですね。したがって今回、こういう大胆な制度改革をやる上で、担保すべきことは一体何なのかをしっかりと分析して、日本として、それをこの機会にしっかりとまとめるということが大事な気がします。

【門永座長】 ありがとうございます。岡本委員。

【岡本委員】 今、議論されている本質をどう担保するかという視点から見ると、そうではない議論なんですけれども、前にちょっと申し上げましたけれども、技術論としてせつかくこういう議論をやっている、その後、どのように実務に落とすか。これは多分本質論ではないと思いますけれども、というところも担保しなければいけないと思います。何で評価しなければいけないんですかというところが、やっぱり大きな疑問だと思うんですね、本音ベースで言うと。

きょう、例えば資料1の15ページに、活用のところなんですけれども、幾つかの例示を出していただいて、評価結果を3つに適切に活用するというを書きいただいているので、それはそれでありがたい話だと思うんですけれども、これで担保されますかということなんです。適切に活用するというは、今までもずっと言われてきたところでしたね。私はそういう認識を持っておりまして、そういう意味で評価委員もやってきたんですけれども、実際に評価が活用されるというのは余りないのではないかなと。制度的に設計をされるということになるんだと思うのであれば、そこにどういうふうにビルドインするかというところを縛らないといけないのではないのでしょうか。

適切にという言葉は、そのとおりで、それにかわる言葉はないんですけれども、どう適切に制度的に担保されるのか、目標の設定と長の任命と予算措置、ここはちょっとどうしても私はこだわってしまって、文章で書けないということであれば、ここをどのように考えていらっしゃるのか、あるいは考えられるのか。これは、今議論されているのは本質論ではないと思いますけれども、せつかく本質論のためにやるのであれば、技術的ところが抜けてしまうと、そこに行かないような気がするんですね。そこはちょっと教えていただきたいというか、どうなるのかという、今までとどう違うのかというところでも結構ですし、お願いいたします。

【鎌田企画官】 なかなか事務局で一言でお答えしづらいことではございますけれども、

独立行政法人制度の中で、渡し切りの交付金がなされて、その渡し切った交付金の使い道は、基本的には国立研究開発法人、各法人の長の裁量に任せられている。その中で主務大臣が予算の措置、あるいは予算配分とかにどう評価を通じて絡んでいくかというのを、ちょっと指針の中でどう明記するかというのは、少し難しい問題がございます。

また、ここに目標の策定とございますけれども、この目標の策定の中身にも、実はそういう予算に係る話だとか資源配分に係ることとか、そういうものも係ってくる部分もございまして、目標の策定と書いてあるのに、予算措置と改めてその中に入ってくるようなことも、ちょっと書いてくるのかという、そういうような話もございます。いずれにしても、その評価結果をやはり予算、何らかの形でやはりつなげていくという考え方、独法制度全体としても重要だと思いますし、指針にちょっとどこまで具体的にというのは、ちょっと難しい話がございますけれども、そういう趣旨で一応前回のご議論も踏まえまして、ちょっと案としては書いたものを提示させていただきました。

【久間議員】 多くの研究開発法人では、研究開発の成果は十分出ていると思います。問題は、成果が産業界や社会につながっていないことです。埋もれている技術が多いのではないのでしょうか。だからこそ、この「甘利プラン」では、橋渡し機能を大事にしようとしているわけですよね。しかし、余りにも橋渡しに集中して、次の技術シーズが生まれぬ法人になっても困ります。次の技術シーズをつくり出さなくてはなりません。ですから、次のための準備と、今ある技術をどう産業界や社会に出していくか。リソース配分が重要です。ここで、産総研と理研では、それぞれの配分は違うと思います。ですから、目標設定が重要になると思います。

【門永座長】 栗原委員。

【栗原委員】 私はこの評価をさせていただいて感じますのは、やはり計画をつくるということは、それぞれの組織が目標とかを全員で共有するということですので、この評価もそういう意味では自分たちの立ち位置をきちっと毎年毎年確認して、それでコメントも得つつ、その先、いい形で次の年を、あるいはその期間の残りをなるべくいい形でプラクティスを行うということに、やっぱり一番プリミティブには評価とか計画というのはあるのではないかと思います。やはり個人ですと自分の思っていることで何かをやれば、いいプラクティスもできるわけですが、組織だときちっとした言葉で表現しなければ、全員で目標が共有できないとか、実際動けないとかいうことがあると思いますので、そういうところをなるべくいい形でやるという、それがやはり一番原点なのかなと私は思っておりますが。

【門永座長】 私から一つあります。先ほどからいろいろと改善アイデアが出ている最後のページですが、研究開発に関する審議会のところで、「高い専門的知見」とあります。これは誤解を生む表現だと思います。本質論の一つとして、先ほどから私が申し上げているように、結局、100%はわからないものを評価するわけで、その時点での英知を集めて、ベストエフォートで評価するしかない。数値ではかれないものもたくさん

んありますから。

そのときに、研究開発に関する審議会とその部会というのがありますが、そこに専門家がいて、各法人で出してくる自己評価の結果を、専門的にオーバーライドするということは、余り現実的ではないと思います。例えばこれが文科省だとすると、10近く法人がありますから、その親会議の研究開発審議会が各法人の細かいところまで全部わかる専門家をそろえるのは難しい。この位置づけというのは、各法人が専門的な人も交えて自己評価してきたものに対して、いろいろな角度からたくさん質問をして、納得感が得られるかどうかというような議論になるのではないかと思います。ですから、この審議会のメンバーというのは、適切な質問ができる人たちかどうか重要です。その結果として、これはやはり法人が言っているように、Sだとみんなが納得すれば、それが一つのアウトプットで主務大臣へのアドバイスになるのだらうと思います。現実的にどうなるかということシミュレーションしたときにそう思いました。

角南先生。シミュレーションしたと【角南委員】総合科学技術・イノベーション会議が位置づけられたので、安心しました。岡本委員のご指摘についても、研究開発に関する審議会の役割というのは重要になってくると思います。総合科学技術・イノベーション会議が全体的なものを見ているし、そこに総理がいますから。

ただ、問題は、総合科学技術・イノベーション会議が実際にこの研究開発に関する審議会を全部見て行って、細かいところまでフォローするというのは非常に難しいので、そこをどうやってサポートするかということを考える必要があります。

【久間議員】 角南委員が幾度も総合科学技術・イノベーション会議がもっと関与すべきという発言をされたので、我々の役割も増えましたが、座長がおっしゃったように審議会の役割は重要です。審議会がうまく機能しているかどうかをスーパーバイズする、これが総合科学技術・イノベーション会議の一つの役割だと思います。当然のことながら、我々議員だけでチェックできるわけではなくて、本委員会のように有識者を集めて、それぞれの研究開発法人の研究開発状況や各法人間の連携状況を審議していかななくてはいけないと思います。引き続きよろしくをお願いします。

【門永座長】 ありがとうございます。大分もう議論は尽きたかなと思いますが、よろしいでしょうか。

竹中管理官、何かございますか。

【竹中管理官】いろいろと申し上げましたが、我々制度を持っている側として、一点、資料を見て気になる点がありましたので、発言させていただきます。資料1の14ページの⑥の評価の範囲のところでございますが、「寄付金等の自己収入等により行われた事業についても、当該国立研究開発法人のマネジメント、職員の活動、施設の活用等の結果として生じたものであるため、必要に応じて適切に評価に加味する。」とございますが、これは独立行政法人の制度上、全てのものを評価することになっておりますので、そういう認識でいただければと存じます。

【鎌田企画官】 ありがとうございます。こちらにつきましては、制度上、関係する独立行政法人の活動を全てということであれば、そうなんだと思いますので、ちょっと書きぶり等については相談させていただきたいと思いますが、一方で、研究開発法人につきましては、今まで各省の独法評価委員会でも、競争的資金に係る取組というのは、資金の中でも評価は行われていて、では重ねて同じことを独法評価でも評価するのか、どこまでやるのか、その企業との関係でやっている取組というのも法人評価の中でどこまで評価されているのか、そういうような話もございます。企業とやっている研究などは、当然に秘密の部分もございます。そういう中で、ある程度の配慮事項を書いていかないといけないということで、そこも含めてご相談させていただきたいと思います。

【門永座長】 ありがとうございます。

そろそろ時間のようですので、本日の討議はここまでとさせていただきます。

一応、5回をもってこの形での会議は終了。この後、何か別な形で始まるかもしれませんが、それはまた追って連絡があるかもしれません。

本日いただいたコメントの中で、修正できるものもありますし、大き過ぎて対応できないかもしれないものもありますが、修正については事務局と一緒に私のほうで取りまとめたいと思います。それは一任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、きょうの結果については、7月4日評価専門調査会において、私のほうから報告をさせていただきたいと思います。

以上で議事は全て終了いたしました。何か事務局から。

【井上企画官】 ただいま座長のほうからご説明がございましたとおり、評価専門調査会に座長よりご報告いただいて指針案を取りまとめ、その後、総合科学技術・イノベーション会議としての指針案を決定する予定となっております。なお、今回、独立行政法人通則法を一部改正する法律が成立しましたことを踏まえて、正式に総務大臣から諮問の手続が行われ、先日6月24日の総合科学技術・イノベーション会議で総務大臣のほうからご説明をいただいたところでございます。そういった諮問手続を受けて、正式に総合科学技術・イノベーション会議議長名でお返しをすると、そういう段取りになっているという状況でございます。

以上でございます。

【門永座長】 ありがとうございます。

それでは、終了させていただきます。きょうは予備日としてとっていただいた日ですが、けれども、お集まりいただきましてありがとうございます。これまで大変熱心なご議論をいただきありがとうございました。

それでは、これで閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

—了—